第４章

警察等における死因究明等の実施体制の充実

1　一層効果的かつ効率的な検視官の運用

【施策番号30】

警察においては、今後見込まれる死体取扱数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場していない場合であっても、警察署捜査員から送信された映像等によって死体や現場の状況をリアルタイムに確認し、現場臨場の要否や優先順位を判断すること等ができる映像伝送装置の整備・活用を推進している。

資4-1　警察の死体取扱業務における映像伝送装置の活用



出典：警察庁資料による

2　司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し

【施策番号31】

警察庁においては、毎年、司法解剖や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会等とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。

こうした見直しを踏まえ、令和８年度当初予算では、司法解剖に要する経費（2,633百万円）及び調査法解剖に要する経費（327百万円）を盛り込んだ。

資4-2　警察庁予算における司法解剖及び調査法解剖に要する経費の推移

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
司法解剖	2,221	2,297	2,389	2,623	2,633
調査法解剖	270	289	300	287	327

出典：警察庁資料による

３　必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等

【施策番号32】

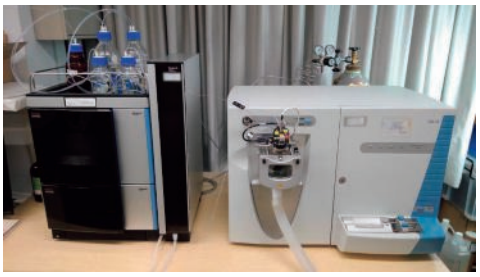
警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、薬毒物の分析機器や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を通じて、科学捜査研究所の体制の整備を図っている。

各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和７年度補正予算では薬毒物の分析機器の整備に要する経費（255百万円）を、令和８年度当初予算では鑑定用標準品の整備に要する経費（３百万円）を盛り込んだ。

資4-3　薬毒物鑑定に係る分析機器



◆　血液や尿中等に含まれる薬毒物、飲食物等の中に含まれる毒物の鑑定に用いる。



◆　揮発性の低い物質を高感度に検出・特定することが可能であり、薬毒物鑑定に活用される。

出典：警察庁資料による

4　死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号33】

死因・身元調査法第５条の規定に基づく検査は、原則として医師の協力を得て行われることから、警察においては、当該検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視又は調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。

令和７年中に警察が取り扱った死体20万4,562体（交通関係の死者を除く。以下同じ。）のうち、死因・身元調査法第５条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは19万3,126体（94.4%）であった。

資4-4　警察における薬毒物検査の実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	173,220	196,103	198,664	204,184	204,562
うち薬毒物検査実施体数（※）	162,959	184,429	186,243	191,110	193,126
実施率	94.1%	94.0%	93.7%	93.6%	94.4%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

５　死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化

【施策番号34】

警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化に努めている。

なお、令和７年４月１日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,587機関、海上保安部署において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は339機関となっている。

また、令和７年中に警察が取り扱った死体20万4,562体のうち、死因・身元調査法第５条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは２万20体（9.8%）、令和７年中に海上保安庁が取り扱った死体329体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは85体（25.8%）であった。

資4-5-1　警察における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	173,220	196,103	198,664	204,184	204,562
うち死亡時画像診断実施体数（※）	16,534	18,249	18,983	20,339	20,020
実施率	9.5%	9.3%	9.6%	10.0%	9.8%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

資4-5-2　海上保安庁における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	276	355	331	381	329
うち死亡時画像診断実施体数（※）	74	77	69	79	85
実施率	26.8%	21.7%	20.8%	20.7%	25.8%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

６　「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

【施策番号35】

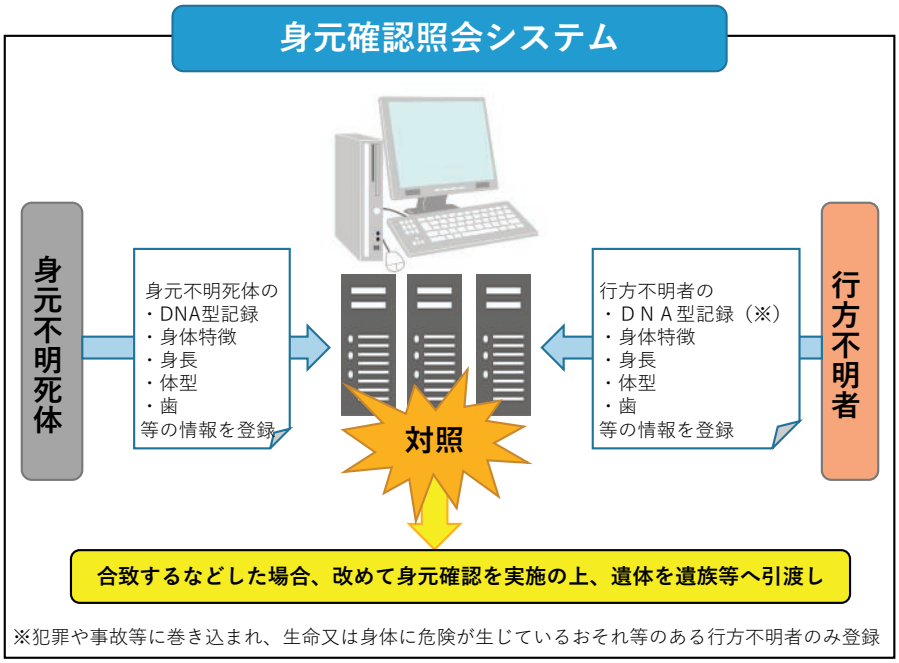
警察においては、身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たって、DNA型記録及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会

システム」を構築し、その適正かつ効果的な運用を図っている。

身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等による令和７年中の身元不明死体の身元確認件数は118件であった。

なお、令和７年12月31日時点で、DNA型データベースに登録されている身元不明死体のDNA型記録は8,552件、特異行方不明者（犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれ等のある行方不明者）等のDNA型記録は8,470件であり、令和７年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は74件であった。

資4-6-1 身元確認照会システムの概要



出典：警察庁資料による

資4-6-2 警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
身元確認件数	191	155	145	132	118

出典：警察庁資料による

資4-6-3 警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
身元不明死体票作成数	518	510	543	518	548

出典：警察庁資料による

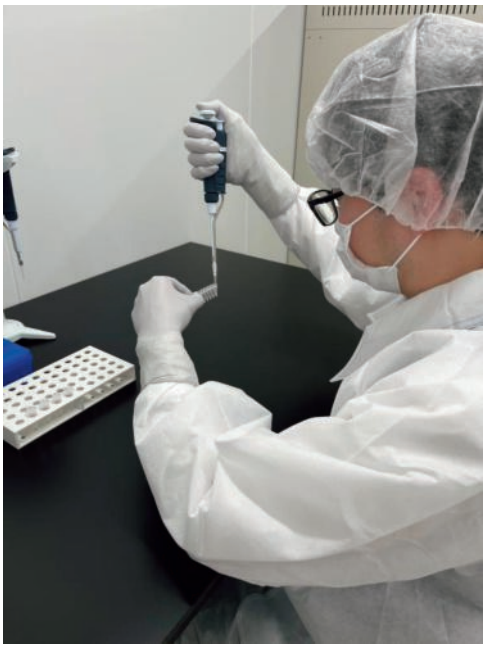
７　身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号36】

警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。

令和８年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費（3,359百万円）を盛り込んだ。

写真4-7　DNA型鑑定の実施の様子



写真提供：警察庁

８　鑑識官の配置による検視等実施体制の充実

【施策番号37】

海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官を配置するなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。

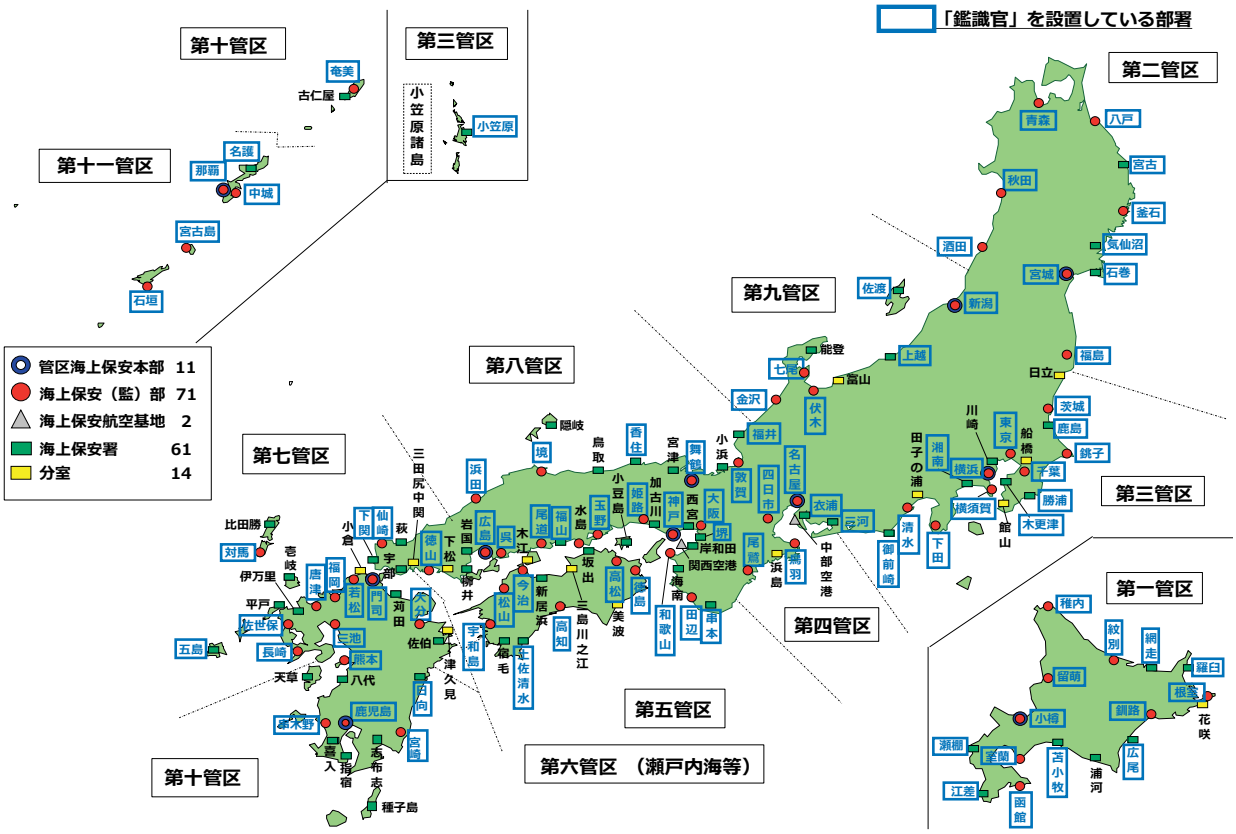
なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格し、かつ、法医学研修を修了した者の配置に努めており、令和７年４月１日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、99部署に100名の鑑識官を配置している。

写真4-8-1 鑑識官の活動の様子



写真提供：海上保安庁

資4-8-2 鑑識官の配置状況



出典：海上保安庁資料による

９　死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号38】（再掲）

P13【施策番号17】参照

10　海上保安庁における死体取扱業務に必要な資機材等の整備

【施策番号39】

海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図っている。

令和７年度は、新たに海上保安部署１部署に検視室を、３部署に遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和８年３月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、92部署に検視室が、91部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。

写真4-10　海上保安部署の検視室



写真提供：海上保安庁

11　死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化

【施策番号40】

海上保安庁においては、死因・身元調査法第５条に基づく検査を適切に実施するためには、検案する医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会への積極的な参加や、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等への積極的な参加等により、これらの機関・団体との協力関係の構築及び強化に努めている。

12　身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化

【施策番号41】

海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、DNA型鑑定を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会への積極的な参加や、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等への積極的な参加等により、これらの機関・団体との協力関係の構築及び強化に努めている。

なお、令和７年中に海上保安庁が取り扱った死体329体のうち、DNA型鑑定が行われたものは23体（7.0％）、歯牙の調査が行われたものは27体（8.2％）であった。

TOPICS

5　身元確認照会システムを活用した身元確認業務

警察庁の身元確認照会システムに登録されている身元不明死体情報及び行方不明者情報は、各都道府県警察の身元確認担当者が登録し、身元不明死体の身元確認や行方不明者の速やかな発見に資するために活用されている。身元確認担当者は、身元確認等を行う上で必要な情報を正確かつ最新の状態に維持する必要があるため、当該システムに情報を登録する際には、細心の注意を払っている。

徳弘事務官【警察庁刑事局犯罪鑑識官付身元係】

身元確認担当者は、対象となる身元不明死体の年齢や身長等の特徴データを身元確認照会システムに入力・照会し、回答された複数のデータを一つ一つ目視で確認した上、対照するなどして身元確認業務を行っている。

行方不明者等の顔写真が登録されていれば、システムによる対照がしやすいが、顔写真が登録されていない場合や身元不明死体の顔が損傷、腐敗している場合には、着衣や所持品などの情報から類似する資料を探し出して、身元の特定に繋げなければならない。

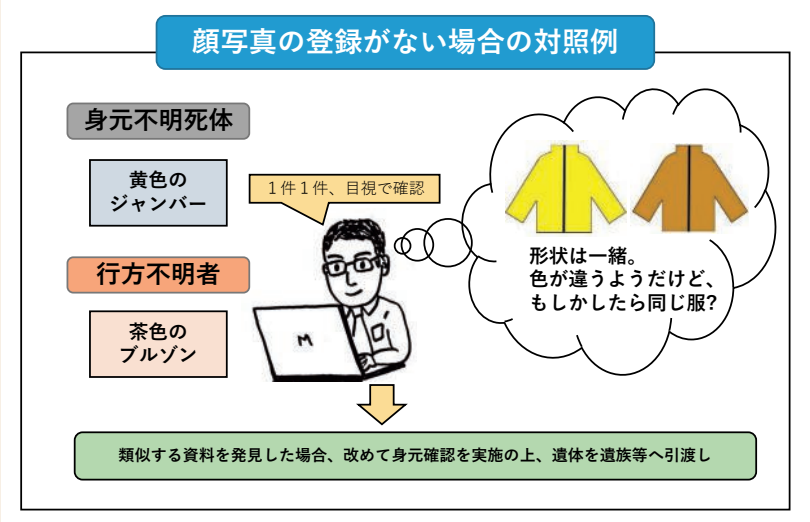
一例を挙げれば、発見された身元不明死体の着衣は「黄色のジャンパー」だったが、行方不明者情報（当該身元不明死体）には、「茶色のブルゾン」と登録されていたということがあった。これは、元々「茶色」だった着衣が風雨にさらされて変色していたことや登録した人の主観が影響して齟齬（そご）が生じてしまっていたと考えられる。

このような場合もあることから、身元確認担当者は、色々な視点から様々な可能性を考える力と一つ一つの可能性を確認していく根気が求められる。

また、配置される身元確認担当者は、警察官ばかりではない。例えば、以前は会計業務を担当しており、身元確認担当者になって初めて多くの死体の写真を見る警察職員もいるが、身元確認担当者として、損傷が激しい死体であっても、システムに登録された写真を拡大して身元の特定に繋がる特徴を探している。

このように全国の身元確認担当者は、「一人でも多くの方を御家族のもとへ」の信念で、日々の業務に当たっている。

身元確認照会システムによる身元確認業務の一例



出典：警察庁資料による